

四庫全書総目提要 玉台新詠 訳注

樋口泰裕

陳の徐陵撰『玉台新詠』十巻とは如何なる書物で、また如何なる問題を孕んでいるのか、四庫提要の撰者は、成書の時、本集の体裁及び内容、文学的及び資料的価値、そして版本といった幾つかの視点から解説する。当然、そこには時代の限界などによる問題点も若干窺えようが、当時第一級の知識と見識を誇る学者たちによつて執筆されたそれは、現在もなお尊重されるべき指摘を富有した、『玉台新詠』という書物を理解していく上で看過できない基本的な文献なのである。

キーワード：陳玉父本、趙均覆宋本、文淵閣本、玉台新詠考異、玉台新詠箋注

はじめに

本稿は、四庫全書集部総集類に著録される陳の徐陵撰『玉台新詠』の総目提要を訳出するものである。本文に対する所謂訓読文については、夙に鈴木虎雄氏によるものがあり^{注1}、また近年においては原田種成氏の『訓点本四庫提要』に示されているが^{注2}、提要が提示する書物の辞書的概説に止まらない、多分に考証的な内容を正しく理解するには、そこに展開される考拠の

材料にまで一つ一つ立ち返りながら読解していく必要があるだろう。また本提要中に述べられる見解の多くは、総目提要が編纂されて以後、現代に至るまでの『玉台新詠』に関する研究、とりわけ版本の流伝に言及したものなどにおいては充分に消化、反映されているところでもあるが、筆者を含む後学の者にとつて、四庫全書の編纂当時、海内随一の見識を誇る学者たちによつて著述された本文が断片的にはなく、全体を以て読解されるべき重要な指摘、示唆を富有していることもまた言を俟たないだろう。以上、浅学を省みず、こ

ここに拙訳を試みる所以である。

訳出するに当たり、一九六五年に中華書局より刊行された『四庫全書総目』を底本として用いた。この版は阮元の浙江本の影印で、殿本（武英殿本）、粵本（広東書局刊本）といった他の版と比較して刻字が精確であることはもとより、現在もつとも見やすいものだろう。それらのテキスト間における若干の字句の異同については、本提要における考証の事実性、及び本提要が促す『玉台新詠』という書物の理解に関わるものではないと考えたので訳注では特にふれなかつた。また、四庫著録本の冒頭に付される、所謂書前提要との間にも字句の異同が少なからず見えるが、細かいものは、同じ理由によって挙げないこととした。すでに説かれるように、総目提要は書前提要より概して詳細であり³⁾、『玉台新詠』の提要についても例外ではなく、両者を対校すると、細かい字句の異同の他、総目提要に見えて書前提要には見えない文が数箇所に見取される。そうしたままとまって見える異同についてのみ、その旨注釈中に記すこととした。なお、本稿が参照した書前提要は、文淵閣本四庫全書に拠るものである。

本稿は、一九九七年度、筑波大学大学院にて開講された向嶋成美先生の中国文学史演習(2)において、筆者が担当した発表資料を基に整理を加えたものである。発表の席上、御批正、御教示賜った向嶋先生、講義に参加されていた同学諸氏の方々に特に記して深謝の意を表する次第である。

〈注〉

注 1 『玉台新詠』上巻（岩波文庫、一九五三年）所載。

注 2 『玉台新詠』の提要は該書の集部七（汲古書院 一九九四年）に収められる。

注 3 近藤光男『清詩選』解説（集英社、一九七〇年）、また同氏『四庫全書総目提要唐詩集の研究』（研文出版社、一九八四年）などを参照。

訳注

以下、本文をIからIVの段落に分け、それぞれはじめに原文、次いで口語訳文を挙げ、最後に注釈を付けるかたちを以て訳注を進めていく。

I

玉臺新詠十卷 兵部侍郎紀・家・本

陳徐陵・。陵有文集、已・。此・。梁以前詩也。

案劉肅大唐新語曰、梁・文爲太子、好作豔詩、境・。之。晚年欲改作、・之不・。乃令徐陵爲玉臺集、以大其體。據此、則是書作於梁時。故・文稱皇太子、元帝稱湘東王。今本題陳・書左僕射太子少傅東・徐陵・、殆後人之・改。如劉勰文心雕龍本作於齊、而題梁・事舍人耳。其梁武帝書諡、書國號、邵陵王等並書名、亦出於・改也。

玉台新詠十卷 兵部侍郎紀・の家蔵本【一】

陳の徐陵撰。徐陵には自身の別集があり、それはずでに著録した【二】。本集が選録する作品は梁以前に制作された詩である。劉肅の『大唐新語』には「梁の簡

文帝は太子のときに、好んで艶詩を創作し、国内はその作風に感化された。簡文帝は、晩年にその作風を改めようとしたができなかった。結局は徐陵に『玉台集』を編纂させて、その作風を大いに流行させることになったのである」と述べられている【三】。この記述に拠れば、本集は梁代に編纂されたことになる。だから、「本集の目録では」簡文帝を皇太子と称し、元帝を湘東王と称しているのである【四】。現在通行しているテキストは、「陳・書左僕射太子少傅東・徐陵・」と題しているが、それはまったく後世の人間が改めたものであろう【五】。劉勰の『文心雕龍』が、本来南齊の時に成書したものであるにも拘らず、「梁・事舍人」と題しているのと同じようなものである【六】。梁の武帝を諡号で著し、また国号も著し、邵陵王ら諸王には、いずれも名を著しているのも、「もとの体裁を伝えるものではなく」後世の修改によるものなのである【七】。

【一】 四庫全書に著録したテキスト、紀・(一七二四—一八〇五)の家蔵本については、後に改めて述べられる。南宋陳玉父が嘉定八(一一二五)年に刊行した宋

版である。陳玉父本そのものは現在見られないが、明末の藏書家趙均（一五九〇—一六四〇）が自ら蔵したそれをもとに崇禎六（一六三三）年に翻刻、刊行した趙均覆宋本、また後に紀・家の架蔵に帰したそれを繕写した四庫著録本、或いは陳玉父本とその他の諸本を対校して注記、校記などの案語を付した『玉台新詠考異』などによって、或る程度までその原貌を量ることができ、なお、趙均の覆刻は、幾つかの校改を加えた上、更に陳玉父本の不揃いであつた行款を半葉十五行、一行はぼ三十字に均しく改めたもので、底本の完全な被せ彫りによるものではない。また、四庫に著録する際の抄写においても底本をしばしば改めるところがあつたようである。本稿が提要の内容を検討していく上で使用したテキストは、一九五五年に文学古籍刊行社より影印出版された趙均覆宋本、及び文淵閣本の『玉台新詠』そして同じく文淵閣本の『玉台新詠考異』（以下、『考異』とのみ称する。なお、『考異』の著者を紀・の父、紀容舒ではなく、紀・自身と見る向きもあるが、著者の問題については今考えない）を主としている。また適宜、吳兆宜注・程琰刪補『玉台新詠箋注』

（穆克宏点校、中華書局刊、一九八五年。以下、『箋注』とのみ称する）を参照した。陳玉父本、趙均覆宋本については、植木久行「明末・清初の『玉台新詠』研究の確立」（『中国文学研究』第七期、一九八一年）、同氏「幻の宋版『玉台新詠』陳玉父本を中心として」（『中国古典研究』第二六号、一九八一年）、躍進「『玉台新詠』版本研究」（『中国古籍研究』第一卷 上海古籍出版社、一九九六年）などに詳細な言及が見える。

【二】徐陵（五〇七—五八三）、字は孝穆、東海・の人。父の徐摛（四七四—五五一）と皇太子蕭綱（五〇三—五五一）の東宮に仕え、同じく東宮に職を奉じた庾肩吾（四八七—五五二）、庾信（五一三—五八二）父子と共に当時の文壇において領袖的存在であつた。当時の流行となつたその作風は「徐庾体」の名を以て知られる。使者として北朝東魏に赴いた翌年の太清三（五四九）年、侯景の乱が起こり、しばらく北方に留まることを余儀なくされ、西魏の侵攻を受けて江陵の元帝政權が壊滅した後の承聖四（五五五）年に至つて、ようやく建康に戻るを得た。次いで陳王朝に仕官し、武帝から後主に至るまでの五代に仕え、尚書僕射、中書監など

の高位を歴任した。自身の「文集」は「徐孝穆集箋註六卷」として集部別集類に著録される。なお、文淵閣本書前提要には「陵有」以下「詩也」に至るまでの十五字が無い。

【三】引用の文は、『大唐新語』卷三公直篇に見える。

先是、梁・文爲太子、好作豔詩、境・之。晩年欲改作、之不。乃令徐陵爲玉臺集、以大其體。

【四】『玉台新詠』が皇太子蕭綱の命を受けた徐陵によって編纂されたと考える以上、その編纂は、兄の昭明太子蕭統の没後、蕭綱が皇太子に即いた中大通三（五三二）年から、徐陵が東魏に赴く太清二年の間になされたことになる。更に詳しい成書時期については、輿膳宏『玉台新詠成立考』（『東方学』第六十三輯、一九八二年）、劉躍進『《玉台新詠》成書年代稽疑』（『学林』第二十四号、一九九六年）及び同氏『中古文学文献学』（江蘇古籍出版社、一九九七年）などがそれぞれの論を提示している。

簡文帝の作は、本集の巻七に四十三首、巻九に十二首、巻十に二十一首が収録され、趙均覆宋本では、いずれも「皇太子・製」と題しているのに対し、文淵閣

本では、「梁・文帝」、「梁・文」と題している。また、元帝蕭繹の作は、本集の巻七に七首、巻九に四首が収録され、趙均覆宋本では、いずれも「湘東王繹」と題しているのに対し、文淵閣本では、「湘東王繹」（巻七）、

「梁元帝」（巻九）と題している。同じ陳玉父本を底本にするとはいえ、四庫著録本が完全にもとの体裁を反映させているわけではないことがわかる。なお、ここでの提要の指摘は、趙均覆宋本に付される趙均の跋文において、すでに同じように述べられるところである。

此本則・文・稱皇太子、元帝亦稱湘東王、可以明證。

【五】文淵閣本については提要が述べる通りであるが、趙均覆宋本は、正確には「陳・書左僕射太子少傅東・徐陵字・孝穆・」と題している。『陳書』後主本紀及び徐陵伝に拠れば、徐陵が尚書左僕射を拝したのは、陳宣帝の太建三（五七二）年のことであり、また太子少傅に任じられたのは、後主が即位した太建十四年のことである。なお、後人が追って改めたとはいえ、卒するまでに拝した官職を考慮すれば、「陳中書監、左光祿大夫、太子少傅」を冠してこそ正しいというのは、『箋注』の指摘である。

【六】『文心雕龍』の成書時期と撰者の署名について、集部詩文評類に著録される『文心雕龍』の総目提要では次のように述べられている。

又據時序篇中・言、此書實・於齊代。此本・梁・事舍人劉勰・、亦後人・題。

因みに、ここに言う時序篇中の劉勰のことばとは、南齊王朝を「皇齊」と称することを指している。

【七】提要が指摘する通り、武帝蕭衍の作品を挙げる際は、趙均覆宋本、文淵閣本ともに、諡号に国号を冠して「梁武帝」と題している。撰者徐陵の署名に関する前の指摘を含め、提要とほぼ同旨の指摘が、趙均の跋文にすでに見える。

惟武帝之・梁朝、孝穆之列陳銜、・獨不稱名、此一經其子姓書、一爲後人更定無疑也。

また、諸王に対しては、趙均覆宋本、文淵閣本ともに「邵陵王綸」、「武陵王紀」などと題している。綸、紀がそれぞれの名である。なお、文淵閣本書前提要には、「其梁」以下「改也」に至るまでの二十二字が無い。

II

其書前八卷爲自・至梁五言詩、第九卷爲歌行、第十卷爲五言二韻之詩。雖皆取綺羅脂粉之詞、而去古未・、有講於・柔敦厚之・、未可・以淫豔斥之。其中如曹植棄婦篇、庾信七夕詩、今本集皆失載、據此可補闕佚。又如馮惟訥詩紀載・伯玉妻盤中詩作・人、據此知爲晉代。・鼎祚詩乘載・武妻答外詩、據此知爲魏文帝作。古詩西北有高樓等九首、文・無名氏、據此知爲枚乘作。飲馬長城窟行、文・亦無名氏、據此知爲・・作。其有資考證・、亦不一。

本集は、「全十巻のうち」はじめの八巻に収録する作品は、漢から梁代に至るまでの五言詩とし、第九巻に収録する作品は歌行、第十巻に収録する作品は五言二韻の詩としている【一】。すべて綺羅脂粉といった女性にまつわるうたを採録しているとはいえ、古の時代からさほど遠く離れているわけではないので、なお溫柔敦厚の遺風を伝えるものもあり、一概に淫艶ということでは本集を斥けるべきではない【二】。また、本集中に収録される、曹植「棄婦篇」、庾信「七夕詩」などはい

ずれも通行の別集には漏れて載っていないものであるから、本集に拠ってそうした遺漏を補うこともできる【三】。また馮惟訥の『古詩紀』には、蘇伯玉の妻による「盤中詩」を載せて漢人の作としているが、本集に拠ると晋代の作であることがわかり【四】、梅鼎祚の『八代詩乘』には、蘇武の妻による「答外詩」を載せているが、本集に拠れば魏の文帝の作であることがわかる【五】。また、「本集に収める」古詩「西北有高樓」等の九首は、『文選』では無名氏の作とするが、本集に拠れば枚乘の作であることがわかり【六】、「飲馬長城窟行」も、『文選』はまた無名氏の作としているが、本集に拠れば蔡・の作であることがわかるのである【七】。以上の如く、本集が考証に資する点は実に少なからずあるのである。

【一】本集の構成について述べている。歌行には、形式から言えば、四言、七言など、五言以外の詩の他、一句の字数が定型化していない雑言体が多く含まれる。収録作品の形式から見て、本集の構成はここに述べられる体裁にほぼ従うが、後に指摘されているように、

形式上合致しない作品収録が部分的に窺える。

【二】「綺羅」は美しい衣裳、「脂粉」はべにおしろい。総目提要の中でしばしば用いられる評語で、たとえば、集部別集類に著録される「李義山詩集三卷」の提要にも「(李)商隱詩與・庭・齊名、詞皆縹麗。然庭筠多綺羅脂粉之詞、而商隱感時傷事、頗得風人之旨」などと述べられている。総じて女子を題材とした綺麗に流れた作品群を言う。「溫柔敦厚」は、『礼記』に基づくことば。経解篇に「孔子曰、入其國、其・可知也。其爲人也、・柔軟厚、詩・也」とある。「溫柔」は顔色、性情が温和、柔和なこと。「敦厚」は人情が厚いこと。『詩経』によつて、人民がかく教化されることを言い、ここでは詩として本来保持すべき風教性を持った作品群を言うのであろう。なお、『考異』序文にも、『考異』が成書するまでの校勘作業を振り返つて次のように述べられている。

・日力於綺羅脂粉之詞、殊爲可惜。然・衛之風、人不廢。・心知其意、・柔軟厚之旨、亦未嘗不見於斯焉。

【三】指摘される曹植と庾信の作品について、『曹子建

集】十卷本（四部叢刊本、四部備要本など）、『庾子山集』十六卷本（四部叢刊本、七十二家集本など）といった一般的な明版の別集ではそれらを収録していない。

【四】「盤中詩」は、『古詩紀』では、蘇伯玉の妻の作として巻十四の漢詩の中に収められるのに対して、趙均覆宋本では、巻九に収める「傳玄雜詩五首」（巻頭目錄に拠る）中の最後に当たる位置に置いている。また文淵閣本は、巻頭目錄を「傳玄雜詩八首」に作り、やはりその最後に「盤中詩」を置いている。文淵閣本の「八首」に対して、趙均覆宋本が「五首」に作るの、恐らく「擬四愁詩四首」を一首に数えるからであろう。

収録される作品は実質的に同じである。「盤中詩」の作者については、後に提要の中で、再度ふれられる。

【五】本集巻二に収録される魏文帝「於清河見輓船士新婚与妻別」を言う。同一作が『漢魏詩乘』巻六に「蘇武妻答外留別」と題して収められる。なお、『芸文類聚』巻二十九には、徐幹の作として載る。

【六】本集巻一に収められる西漢の枚乘「雜詩」九首を言う。九首のうち八首が、『文選』巻二十九に収められる無名氏「古詩」十九首と重なる。なお李善は、「古

詩」十九首の題下に付した注で「竝云古詩、・不知作・。或云枚乘、疑不能明也」と述べている。

【七】本集巻一に収録される東漢の蔡・「飲馬長城窟行」を言う。同一作が無名氏の作として『文選』巻二十七の樂府古辭に収められる。『芸文類聚』も樂府古詩とし、『樂府詩集』もまた古辭に作る。「飲馬長城窟行」を含む古樂府三首について、李善は「言古詩、不知作・姓名」と注している。

III

明代刻本、妄有增益。故馮舒疑庾信有入北之作、江總濫擘牋之什。・元・本、顛倒改置更甚。此本爲趙宦光家・傳宋刻、有嘉定乙亥永嘉陳玉父重刻跋、最爲完善。・有後人附入之作、如武陵王閨妾寄征人詩、沈約八詠之六・篇、皆一一註明、尤爲精審。然玉父跋稱、初從外家李氏得・京本、・多錯。復得石氏・・本、以補・校。・如五言詩中入李・年歌一首、陳琳飲馬長城窟行一首、沈約六憶詩四首、皆自亂其例。七言詩中移東飛伯勞歌於越人歌之前、亦乖世次。疑石氏本有・

竄亂、而玉父因之、未察也。

明刻本は、でたらめに内容を増やしている。だから馮舒は、「当時の通行本を見て」本集に庾信の北朝に渡った後の作があり、また江総が陳後主の下で遊戯的になうたった作品が混じっていることに疑問を抱いたのである【一】。中でも茅元禎本は、作品収録の順序が顛倒し、本文を改竄すること特に甚だしい【二】。「今四庫に著録する」このテキストは趙宦光の家に伝わった宋版であり、嘉定乙亥の永嘉の陳玉父重刻の跋があり、最も整っていて善いものである【三】。それでも、しばしば後世の人々が付け足した作品が入っており、たとえば、武陵王「閨妾寄征人詩」、沈約「八詠」中の六首諸篇がそうであるが、それらにはいずれも一つ一つ注してその旨を明らかにしており、実に詳細明白である【四】。ところで、その陳玉父の跋には「はじめ母方の李家から旧京本を入手したが、ときどきに誤りが多かった。次いで石氏の蔵する抄本を得て、それによって欠落していた部分を補繕、校勘した」と述べられている【五】。五言詩の中に李延年の「歌」一首、陳琳の「飲

馬長城窟行」一首、沈約「六憶詩」中の四首を入れているのは、いずれも自らその体例を乱すものである

【六】。また、七言詩の中で、「東飛伯勞歌」を「越人歌」の前に移しているのも、時代順という原則から外れるものである【七】。そうした例は、恐らく石氏の抄本にすでに改められた部分があつて、玉父はそれに従つたままで、詳しくは考えなかつたのであろう【八】。

【一】馮舒（一五九三―一六四九）は明末清初の詩人。校讎学にも優れ、弟の馮班（一六〇二―一六七二）と共に『玉台新詠』を校勘した。その著書として集部総集類存目に「馮氏校定玉臺新詠十卷」が載る。提要が述べる馮舒の識語は、『箋注』などが付録として載せるところである。その前半部分を引用する。

此書今世・行、共有四本。一爲五雲溪館活字本、一爲・允剛・雪堂活字本、一爲・亭楊元鑰本、一爲歸安・氏重刻本。活字本不知的出何時。後有嘉定乙亥永嘉陳玉父序。小爲樸雅、譌・出矣。氏本刻于正德甲戌。大・是楊本之。楊本出萬・中、則又以・本意僂。・本一本・亭、・踰三寫。嘗憶少年侍

先府君、・疑此集・本東朝、事先天監、何・子山竄入北之篇、孝穆濫壁牋之曲。意欲諦正、時無善本、良用無然。

「天監」は梁初の年号(五〇二—五一九)で、ここでは、梁以前のことを意味する。庾信(字は子山)が北朝に渡つたのは承聖三年の頃であるから、蕭綱の東宮時代に『玉台新詠』の編纂がなされたと考える以上は、本集に庾信の渡北後の作品が収録されようはずがない。趙均覆宋本、文淵閣本にはそれと思しき作品は採られていないが、『箋注』巻九に、宋刻には収められないものとして載る「怨詩」などがそれに当たるのである。また、識語では、提要中の江総(五一九—五九四)を孝穆、即ち徐陵に作っている。「壁牋」は、紙を裁断して詩箋を作ること。次に引く『南史』陳後主本紀の記述を意識してのことばであろう。

後主・驕、不・外・、于酒色、不恤政事、左右嬖佞五十人、婦人美貌麗服巧態以從・千餘人。常使張貴妃、孔貴人等八人夾坐、江總、孔範等十人預宴、號曰狎客。先令八婦人嬖・箋、製五言詩、十客一時

繼和、遲則罰酒。君臣酣飲、從夕・旦、以此爲常。史書では「嬖」に作るが、音義並びに「壁」と通じる。即ち馮舒が言うのは、陳の後主の下、婦女を交えて創作された一連の遊戯色の濃い作品群を指すのである。

徐陵は、史書の所謂「狎客」には数えられないが、『箋注』巻九に、宋刻には収められないものとして載る「雜曲」は、吳兆宜の指摘を見るに、陳後主の下でうたわれた作品と考えられていたようである。本集が梁代に成書したと考える以上、そうした作品もまた収録されようはずがない。これとは別に、『考異』は、巻八所収の徐陵「走筆戲書応令」詩の題下に注して、徐陵自身がとりわけ自分の作品を愛重して収録したのかも知れないという可能性を残しつつも、自身の作品を自ら編纂する本集には収録しないはずであることを理由に、本集に収録される徐陵の作品を全て後人の付加によるものとして考えている。また、四庫提要が徐陵ではなく「江総」に作っていることについて、もとより馮舒のことばとして引いている以上、問題ではあるが、『南史』の記述をより意識して考えるのであれば、一概に単純な誤りと断ずることはできないだろう。江総は後

主の狎客の中心的存在であった。但し趙・覆宋本、文淵閣本には無論のこと、『箋注』にも、江総の作品は一首も収録されていない。なお、趙・の跋文にも馮舒のことばを引いて「何・子山廁入北之篇、孝穆濫竽之詠」と述べられている。

引用した識語の中、馮舒が挙げる四種のテキストはいずれも明版であり、このうち五雲溪館活字本は四部叢刊初編に収められる。これら四本について、すでに挙げた参考文献の他、植木久行「明代通行『玉台新詠』本の解題」、『小尾博士古稀記念中国学論集』汲古書院、一九八三年）などに詳しい解題がなされている。

【一】茅元禎本は、先に引いた馮舒の識語中に見える「歸安・氏重刻本」である。明万曆七（一五七九）年に刊行されたもので、嘉靖十九（一五四〇）年に刊行された鄭玄撫刻本を翻刻したものとされる。『中国善本書提要』集部総集類に「玉臺新詠十卷續五卷」として著録され、王重民氏は解題の中で「《提要》（四庫提要を指す）云…・元・本顛倒改竄更甚。」而不知・本爲重刻・本、顛倒改竄・乃・本、非・氏也」と述べている（上海古籍出版社、一九八三年）。鄭玄撫刻本、

茅元禎本の二本については、躍進氏の前掲論文に詳細な考証が示されている。

【三】四庫著録本の底本を言う。即ち、趙宦光（一六二五）の子、均が覆刻に用いた陳玉父本である。嘉定乙亥は、南宋寧宗の嘉定八年である。陳玉父の跋に次のようにある。

右玉臺新詠集十卷。幼時至外家李氏、於廢書中得之、
 ・京本也。宋失一・、復多錯・、版亦時有剝・。
 欲求他本是正、多不獲。嘉定乙亥在會稽、始從人借
 得豫章刻本、財五卷。・至刻・中徙、故弗畢也。又
 聞有得石氏・・本・。復求・之、以補・校・。於
 是其書復・、可繕寫。…是・十月旦日書其後。永
 嘉陳玉父。

陳玉父本が、旧京本、豫章刻本、そして石氏抄本という三種のテキストを用いて校勘した上で成書したものであることがわかる。

【四】武陵王紀の作品は巻七の巻頭目録に三首と題されるが、実際には四首収録され、問題の「閨妾寄征人」はその四首目に当たる。趙均覆宋本に「自作三首、此首疑衍」という原注が付されている。『考異』は更に五

言二韻であることから巻七に収められるべきではないことを指摘している。また、「沈約「八詠」は、八首いずれも巻九に収められるが、問題の六首は、他の二首とは離れて、巻末に載る。同じく趙均覆宋本には、その六首の題下に「八詠、孝穆止收前二首。此皆後人附・故在卷末」と注している。『考異』は、更に六首が女性のことに関わらない内容であることを挙げて原注の指摘を補っている。この二首について、『考異』は巻一に収める「李延年歌一首」の題下に付した注で、提要と同旨の指摘をし、更に全てにそうした原注が残っている訳ではないことを述べている。

・七卷武陵王詩、九卷沈約詩、宋刻皆註附入。而六卷徐悱妻詩、十卷劉孝威詩皆顯爲附入、而不註。則失註・諒不止是、惜不可盡考矣。

なお、文淵閣本は、問題の作品をいずれも収録した上で、原注を載せてはいない。

【五】本段【三】を参照。

【六】陳玉父本における収録作品の詩型から構成上の不統一を指摘している。本集巻一に収録される李延年「歌」一首は、『漢書』外戚伝を出典とし、『漢書』に

見えるそれは、五言五句と八言一句の全六句から成る雑体詩である。従って、本集の構成から言えば、提要が主張するように、巻一ではなく巻九に収録すべきなのであるが、趙均覆宋本及び文淵閣本では、八言句中の「・不知」の三字を削っているので、結局、収録されたそれは五言詩の形になっている。この作品について、『考異』は「此書體例前八卷皆收五言、而長短歌詞則皆入第九卷。此歌疑後人・竄入」と述べつつも、「宋刻原・・不知三字。據・書外戚傳補」と注している。とすれば、宋刻、即ち陳玉父本自体にこの作品に関する構成上の不備があつたことにはならないし、後人が混入させた根拠にもならないだろう。

本集巻一に収められる陳琳「飲馬長城窟行」は、五言七言が混じつた雑体であり、巻五に収められる沈約「六憶詩」四首（文淵閣本では「四憶」）に作る。なお、文淵閣本書前提要には「沈約六憶詩四首」の七字が無い）も、三言五言が混じつた雑体であるから、形式から言えば、提要が指摘する通り、いずれも巻九に収められるべきものである。『考異』も陳琳と沈約の二作それぞれに「此亦當入第九卷。疑此附入之人未究孝穆之

體例、「按四詩宜入九卷。疑亦竄入」と注している。

【七】陳玉父本における時代順に従うべき作品収録の順序の不統一を指摘している。趙均覆宋本は、卷九のはじめに「東飛伯勞西飛燕」と「河中之水向東流」を歌辞二首と題して、「越人歌」の前に置く。三首はいずれも古辞に属しようが、確かに雑言の「越人歌」と比較して、七言で均整のとれた歌辞二首はより後の時代に入ったと思われる。文淵閣本は、趙均覆宋本の歌辞二首をそれぞれ「梁武帝歌辞一首」、「梁元帝樂府一首」として、卷九の卷首に置き、次いで「越人歌」を載せる。元帝に作るのは、次に引用する『考異』の指摘から見て、武帝の誤りと思われるが、いずれにしる成立時代順に収録するという本集の構成上の原則には合致しない。『考異』は、前二首を「歌詞二首」に作り、題下に次のように注している。

此二首、藝文・聚亦竝作古詞。然核其時代、不應在越人歌之前。按文・・・載前一首、爲梁武帝作、樂府詩集載後一首、亦爲梁武帝作。疑此二詩本・武帝、序在・文之前。後人因藝文・聚之文改爲古詞、升之卷端、而偶忘越人歌等之尤古耳。

【八】『考異』卷一の「李延年歌一首」題下の注にも提要と同旨の指摘がなされている。以下に引用する。

陳玉父跋稱、以石氏傳本補・校・。則變亂・本必自石氏、玉父不・辨別、轉據以・入耳。

また、同旨の指摘は、『考異』序文にも述べられている。

IV

・劉克・後村詩話・引玉臺新詠、一一與此本脗合。

而嚴羽滄浪詩話謂、古詩行行重行行篇、玉臺新詠以越鳥・南枝以下另爲一首、此本仍聯爲一首。又謂、盤中詩爲・伯玉妻作、見玉臺集。此本乃溷列傅元詩中。・凱坦齋・編引玉臺新詠、以誰言去婦・一首爲曹植作、此本乃題爲王宋自作。・克・・見・此本、羽等・見・又一別本。是宋刻已有異同、非陵之・矣。特不如明人變亂之甚、爲・有典型耳。其書大唐新語稱玉臺集、元和姓纂亦稱、梁有閩人・、詩載玉臺集。然隋志已稱玉臺新詠、則玉臺集乃相沿之省文。今仍以其本名・・焉。

劉克莊の『後村詩話』に引かれる『玉台新詠』を見てもみると、その一つ一つがこのテキストと合致する

【一】。一方、嚴羽の『滄浪詩話』には「古詩の『行行重行行』篇は、『玉台新詠』は『越鳥巢南枝』の句以下を、別に一首としている」と言うが、しかし、このテキストでは続けて一首としている【二】。また更に『盤中詩』を蘇伯玉の妻の作とするのが『玉台集』に見える」とも述べている。しかしこのテキストは混合させて傅玄の詩の中に並べている【三】。また、『埴斎通編』では、『玉台新詠』を引いて、「誰言去婦薄」の一首を曹植の作としているが、このテキストでは王宋自らの作と題している【四】。思うに、克莊が見たものはこのテキストで、嚴羽たちが見たものはこれとはまた別のテキストだったのであろう。つまり、宋版においてもすでに異同があり、徐陵が編纂したときの原貌を伝えるものではなかったのである。とはいえ、「このテキストは」明人が加えたほど甚しい改竄があるわけではなく、なお本来の正しい姿を保っていると言えるであろう【五】。本集について、『大唐新語』では『玉台集』と云い、『元和姓纂』でもまた「梁には聞人・なる者があり、その詩が『玉台集』に載る」と言っている。しかし『隋書』『経籍志』においてすでに『玉台新詠』

と云うのであれば、『玉台集』とはつまり時代が降るにしたがって省略された名称であると言えよう。今はひとまずそのものと名称で著録することとする【六】。

【一】劉克莊（一一八七—一二六九）の『後村詩話』中、『玉台新詠』に関する発言は、前集卷一、後集卷二、続集卷一にそれぞれ一箇所ずつ見えるが、テキストの具体に関わるものは、続集卷一の本集所収の作品を幾つか列挙し、批評を加えた部分である。王僧孺「為人寵姫有怨」（卷六）、同「為人自傷」（卷六）、費昶「詠照鏡」（卷六）、邵陵王綸「代旧姫有怨」（卷七）からそれぞれ一聯ずつ引用しており、その字句は趙均覆宋本及び文淵閣本に見るそれらと確かに一致している。とはいえ、共に想定される嚴羽が依拠したテキストとの接点がない以上は、劉克莊が依拠したテキストが陳玉父本ないしそれに等しいテキストであったとする確証にはならないだろう。

【二】提要が挙げる『滄浪詩話』の指摘は考証篇に見える。

古詩十九首、行行重行行、玉臺作兩首。自越鳥・南

枝以下、別爲一首。當以・爲正。

趙均覆宋本、文淵閣本は、提要が指摘する通り、共に問題の古詩を一首に作り、また、『考異』は次のように注している。

滄浪詩話謂、玉臺新詠以越鳥・南枝以下、另爲一首。

與此宋刻又不同。・陳玉父跋、宋時已多別本矣。

趙均覆宋本の現状、『考異』の指摘などから見て、陳玉父本が問題の古詩を一首に作っていたことはほぼ間違いないようである。ただ、馮班は『滄浪詩話』の該當箇所「按玉臺集北宋本正作一首。永嘉陳玉甫本・耳」(『鈍吟雜録』卷五嚴氏糾謬)という案語を加えており、とすれば、馮班が目にした陳玉父本では誤って、即ち分けて二首に作っていたことになる。馮班は、明の崇禎二(一六二九)年に兄の馮舒らと共に趙均の家を訪れ、恐らく陳玉父本であろう宋刻を繕写し、また後の清の順治六(一六四九)年に錢曾(一六二九―一七〇一)の架蔵に帰していた陳玉父本を借り出して詳細な校勘の材料としている(『箋注』所載の馮舒、馮班の題跋を参照)。疑問とせざるを得ないが、或いは、『鈍吟雜録』

の指摘は、陳玉父本の存在を知りつつも、実際に目にする以前、もしくは錢曾から借用する以前に推測として述べたものであったのだろうか。

【三】Ⅱ段【四】を参照。『滄浪詩話』詩体篇に「盤中」の体を挙げて、「玉臺集有此詩、・伯玉妻作。寫之盤中、屈曲・文也」と注する。『考異』は、「盤中詩」の題下に付した注で、

按滄浪詩話列盤中詩爲一體。注曰、玉臺集有此詩、

・伯玉妻作。寫之盤中、屈曲・文也。據此、則此詩

出處、以玉臺新詠爲最古。當時・本亦必明・・伯玉

妻之名、故滄浪云爾。宋刻于題上・佚其名、因而目

・失載。馮氏校本・改題爲傳玄之詩、殊爲疏乖。又

此詩列傳玄張載之・、其爲晉人無疑。詩紀、詩乘並

列之・詩、亦未詳何據。

と言う。即ち、嚴羽が見たのであろう『玉台新詠』のより古いテキストでは、「盤中詩」の作者を蘇伯玉妻としていたものの、陳玉父本に至って作者名を逸し、更に馮氏校本が西晋の傳玄(字は休奕。二一七―二七八)の詩としてしまったこと、それでも、傳玄詩の最後、それに続く西晋張載の詩の前に置かれていることから、

蘇伯玉の妻が晋人であることは疑いない、というのである。『考異』が言うように、現存する資料のうち、「盤中詩」の出典として最も古いものは本集であるが、初唐の虞世南『北堂書鈔』卷一四五にも最後の三韻が引かれており、そこでは詩題を「古詩」に作り、作者名を挙げていない。なお、『考異』が言う「馮氏校本」とは、先に挙げた馮舒撰『馮氏校定玉台新詠』を指すのであろう。『考異』の総目提要に、『考異』が校勘の材料として「馮舒本」を用いた旨が記されており、また『馮氏校定玉台新詠』の存目提要には、該書がここに指摘される誤りを犯していることが述べられている。ところで、馮舒は自ら著した『詩紀匡謬』の中で、『古詩紀』所収の「蘇伯玉妻盤中詩」について、次のように述べている。

樂府解題云、盤中詩、傳玄作。玉臺新詠第九卷有此詩、亦曰傳玄。其爲休奕詩無疑也。惟北堂書鈔曰古詩、亦無名氏。其曰・伯玉妻・、嚴羽吟卷（『滄浪詩話』の別称）盲・耳。世人敢于信吟卷、而不敢信解題、玉臺等書、冤哉。

ここに論拠として挙げられる『樂府解題』について、

唐の呉・撰の該書は『樂府詩集』にしばしば引かれるところであるが、馮舒が指摘するような記述は見当たらない。「盤中詩」の作者の問題については、劉躍進氏が前掲書において再検討している。なお提要が傳玄を傳元に作るのは、清聖祖の諱である玄燁を避けた、所謂避諱である。

【四】本集卷二に収められる劉勳妻王氏（宋）「雜詩二首」其二について述べている。趙均覆宋本、文淵閣本共に王宋の作に作る。『坦齋通編』には、ここに指摘される記述は見当たらないが、それと同旨の記述が、南宋の程大昌『演繁露』卷十三に載る。『考異』は問題の詩について次のように言う。

・凱坦齋・篇載後一首、引玉臺新詠作曹植爲劉・出妻王氏作、均與此異。凱爲宋・宗時人、則・本必作曹植。陳玉父重刊乃更題王宋、・刪改序文爾。

同じく『坦齋通編』を引いているところからすれば、提要の指摘は或いは『考異』の説を誤って流用したのであろうか。以上に見てきたところからも充分に明らかかなように、提要の指摘の大部分は、『考異』の説に由来している。なお、文淵閣本書前提要には、「・凱」以

下「自作」に至るまでの三十二字が無く、併せて「羽等」の「等」字も省いている。

【五】『考異』序文の中でも、陳玉父本について「喜其去古未・・有典型。終・於明人臆改之本」と述べている。なお、宋版にも数種類あったことについては、植木久行「幻の宋版『玉台新詠』陳玉父本を中心として」、躍進氏前掲論文などに言及されている。

【六】書名について言う。『大唐新語』については、I段【三】にすでに引用した。『元和姓纂』卷三聞人に「梁有聞人・、詩入玉臺集」とある。『隋書』經籍志の他、新旧『唐志』、『郡齋読書志』、『直齋書録解題』、『宋史』芸文志、『通志』芸文略などは、いずれも「玉臺新詠」と題して著録し、歴代の主な目録類では概ね「玉臺新詠」に作っている。なお趙均履宋本は一から十に至るまでの巻頭には、それぞれ「玉臺新詠」に作るも、徐陵の序の前には「玉臺新詠集竝序」と刻する。この他、「玉臺新詠集」に作る書目としては『日本国見在書目録』がある。なお文淵閣本書前提要には、「其書」以下「・焉」に至るまでの五十四字が無い。